

履 修 規 程

英語キャリア学部英語キャリア学科小学校教員コース

履 修 規 程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則(以下「学則」という)にもとづき、入学から卒業までの授業科目(以下「科目」という)の履修登録、受講、単位修得方法等に関し必要な事項を定める。

別表6 英語キャリア学部英語キャリア学科小学校教員コース 教育課程表

教職専門科目群 Teacher Education	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
教職概論(小)	◎	2				TEED1011
教育基礎論(小)	◎	2				TEED1021
教育制度概論(小)	◎		2			TEED2021
教育心理学(小)	◎	2				TEED1022
特別支援教育概論(小)	◎		2			TEED2071
教育課程の意義と編成(小)	◎		1			TEED2031
道德教育の理論と実践(小)	◎	2				TEED1031
総合的な学習の時間の理論と実践(小)	◎			1		TEED3081
特別活動の理論と実践(小)	◎			2		TEED3031
教育方法の理論と実践(小)	◎			2		TEED3032
ICTの活用方法と理論(小)	◎			1		TEED3033
生徒・進路指導論(小)	◎			2		TEED3041
教育相談(小)	◎		2			TEED2041
初等教育実習事前研究	◎		1			TEED2081
初等教育実習(事後指導を含む)	◎			4		TEED3051
教職実践演習(小)	◎				2	TEED4061

初等教科専門科目群 Elementary School Course Subject	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
国語	◎	2				CSED1011
社会	◎		2			CSED2021
算数	◎	2				CSED1031
理科	◎		2			CSED2041
生活	◎		2			CSED2051
音楽	◎		2			CSED2061
音楽実技演習 A				2		CSED3061
音楽実技演習 B				2		CSED3062
図画工作	◎	2				CSED1071
家庭	◎			2		CSED3081
体育	◎			2		CSED3091

初等教科教育法科目群 Elementary School Pedagogy	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
国語科指導法	◎	2				EPED1011
社会科指導法	◎		2			EPED2021
算数科指導法	◎	2				EPED1031
理科指導法	◎		2			EPED2041
生活科指導法	◎		2			EPED2051
音楽科指導法	◎		2			EPED2061
図画工作科指導法	◎	2				EPED1071
家庭科指導法	◎			2		EPED3081
体育科指導法	◎			2		EPED3091

初等教育学科目群 Elementary Education	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
小学校英語教育実践	◎			2		EEED3101
グローバル教育論		2				EEED1021
安全・安心な学校生活の形成			2			EEED2051
渡日外国人児童教育				2		EEED3111
教育哲学		2				EEED1041
教育行政学			2			EEED2071
学校・学級マネジメント			2			EEED2081
学校教育演習	◎	2				TEED2081
学校体験活動	◎		2			EEED1061
介護等体験実習	◎				2	EEED4001
教育学演習 A				2		EEED3141
教育学演習 B				2		EEED3142
教育学演習 C					2	EEED4141
教育学演習 D					2	EEED4142

英語コミュニケーション科目群 English Communication	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
LgD: Reading & Writing I (Global Issues I)	◎	2				ECMS1021
LgD: Reading & Writing II (Global Issues II)	◎	2				ECMS1022
LgD: Speaking & Listening I (Groups within Societies)	◎	2				ECMS1031
LgD: Speaking & Listening II (Conflicts within Societies)	◎	2				ECMS1032
LgD: Argument & Persuasion I (Media Influences)	◎		2			ECMS2021
LgD: Argument & Persuasion II (Presentations)	◎		2			ECMS2022
LgD: Academic English (Cultural Perspectives)	◎		2			ECMS2031
LgD: Analytical Thinking (Cultural Reflections)	◎		2			ECMS2032
初等英語 I	◎	2				ECMS1011
初等英語 II	◎		2			ECMS2011

※ 摘要事項

◎印の必修科目は、卒業までに必ず修得しなければならない。

言語教育科目群 Linguistics Education	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
英語学概論	◎	4				LELG1011
現代英文法		4				LELG1021
英語学研究 A			4			LELG2021
英語学研究 B			4			LELG2022
英語教育学			4			LEED2031
応用言語学				4		LELG3011
英語科教育法 I	◎	4				LEED2032
英語科教育法 II			4			LEED2033
英語文学概論			4			LELT2041
英語文学作品研究				4		LELT2041
英語演習 A		2				LELG1031
英語演習 B		2				LELG1032
LgD: Introduction to Academic English		2				LELG1033
LgD: Reading Comprehension			2			LELG2034
日本語学概論			4			LELG2011
日本語学 A			4			LELG2051
日本語学 B			4			LELG2052
日本語教授法 A				4		LEED3061
日本語教授法 B				4		LEED3062
英語学研究 G ～ K				4		LELG3021-5
英語学研究 L ・ M				2		LELG3026-7

多文化共生理解科目群 Multicultural Education	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
地域研究 A (欧米)	◎		4			MEAS2031
地域研究 B (アジア)			4			MEAS2032
異文化と歴史 A		4				MEAS1021
異文化と歴史 B		4				MEAS1022
比較文化研究				4		MEAS3061
社会学			4			MESO2041
比較社会論			4			MESO2042
国際関係論 I		4				MEIR1011
国際関係論 II		4				MEIR1012
日本学 A			4			MEAS2051
日本学 B			4			MEAS2052
海外事情研究 A ～ E		4				MELA1071-5
専門研究特別演習 A ～ E				4		OCSC3091-5

関西外大流グローバル人材育成プログラム KANSAI GAIDAI RYU・Program for Global Perspectives	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
Surveys in Literature A ・ B			4			GPLT2011 ・ 2
Surveys in Literature C ・ D				4		GPLT3011 ・ 2
Topics in Literature A ・ B			4			GPLT2021 ・ 2
Topics in Literature C ・ D				4		GPLT3021 ・ 2
Asian Religion and Philosophy A ・ B			4			GPPE2031 ・ 2
Asian Religion and Philosophy C ～ F				4		GPPE3031 ～ 4
History in Asia A ・ B			4			GPPI2041 ・ 2
History in Asia C ～ F				4		GPPI3041 ～ 4
Topics in History A ・ B			4			GPPI2051 ・ 2
Topics in History C ・ D				4		GPPI3051 ・ 2
Aesthetics A ・ B			4			GPAP2061 ・ 2
Aesthetics C ・ D				4		GPAP3061 ・ 2
Art Across Cultures A ・ B			4			GPAP2071 ・ 2
Art Across Cultures C ・ D				4		GPAP3071 ・ 2
Topics in Art A ・ B			4			GPAP2081 ・ 2
Topics in Art C ・ D				4		GPAP3081 ・ 2
Film Studies A ・ B			4			GPME2091 ・ 2
Film Studies C ・ D				4		GPME3091 ・ 2
Multi-Media Studies A ・ B			4			GPME2101 ・ 2
Multi-Media Studies C ・ D				4		GPME3101 ・ 2
Music A ・ B			4			GPME2111 ・ 2
Music C ・ D				4		GPME3111 ・ 2
Anthropological Approaches to Cultural Issues A ・ B			4			GPCS2121 ・ 2
Anthropological Approaches to Cultural Issues C ～ H				4		GPCS3121 ～ 6
Sociology and Sociological Methods A ・ B			4			GPCS2131 ・ 2
Sociology and Sociological Methods C ～ F				4		GPCS3131 ～ 4
Cool Japan A ・ B			4			GPCS2141 ・ 2
Cool Japan C ～ H				4		GPCS3141 ～ 6
Cool Japan I ・ J				2		GPCS3147 ・ 8
International Relations A ・ B			4			GPPI2151 ・ 2
International Relations C ～ H				4		GPPI3151 ～ 6
Foreign Policy A ・ B			4			GPPI2161 ・ 2
Foreign Policy C ・ D				4		GPPI3161 ・ 2
History of International Politics A ・ B			4			GPPI2171 ・ 2
History of International Politics C ～ F				4		GPPI3171 ～ 4
War and Peace A ・ B			4			GPPI2181 ・ 2
War and Peace C ・ D				4		GPPI3181 ・ 2

関西外大流グローバル人材育成プログラム KANSAI GAIDAI RYU - Program for Global Perspectives	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
International Political Economy A・B			4			GPPS2191・2
International Political Economy C・D				4		GPPS3191・2
International Development A・B			4			GPPS2201・2
International Development C・D				4		GPPS3201・2
International Law A・B			4			GPLW2211・2
International Law C・D				4		GPLW3211・2
Japanese Law A・B			4			GPLW2221・2
Japanese Law C・D				4		GPLW3221・2
Economic Theory A・B		4				GPEC1231・2
Economic Theory C・D			4			GPEC2231・2
Economic Theory E・F				4		GPEC3231・2
Economic Development A・B			4			GPEC2241・2
Economic Development C・D				4		GPEC3241・2
Topics in Regional Economics A・B			4			GPEC2251・2
Topics in Regional Economics C・D				4		GPEC3251・2
Marketing A・B		4				GPBA1261・2
Marketing C・D			4			GPBA2261・2
Marketing E・F				4		GPBA3261・2
Management and Leadership A・B			4			GPBA2271・2
Management and Leadership C～H				4		GPBA3271～6
International Business A・B			4			GPBA2281・2
International Business C～F				4		GPBA3281～4
Business Ethics A・B		4				GPBA1291・2
Business Ethics C・D			4			GPBA2291・2
Business Ethics E・F				4		GPBA3291・2
Finance and Accounting A・B		4				GPBA1301・2
Finance and Accounting C・D			4			GPBA2301・2
Finance and Accounting E・F				4		GPBA3301・2
Communication A・B		4				GPSC1311・2
Communication C・D			4			GPSC2311・2
Communication E・F				4		GPSC3311・2
Independent Study A・B					2	GPSC4321・2
Global Internship A～E				2		GPSC3331～5
Global Internship F・G				1		GPSC3336・7
Japanese A～D				5		GPLG3341～4
Japanese Reading and Writing A～H				3		GPLG3351～8

全学共通教育科目 General Education	必修	配当年次・単位数				科目番号
		1	2	3	4	
宗教学				4		GELA3181
哲学				4		GELA3191
人権問題論				4		GELA3201
憲法	◎		4			GELA2211
民法			4			GELA2221
労働関係法			4			GELA2231
政治学			4			GELA2241
グローバル・アース			4			GELA2251
数学			4			GELA2261
心理学				4		GELA3271
科学とくらし				4		GELA3281
文学				4		GELA3291
総合科目 A				4		GELA3321
総合科目 B				4		GELA3322
総合科目 C				4		GELA3323
総合科目 D				4		GELA3324
総合科目 E				4		GELA3325
総合科目 F		2				GELA1321
総合科目 G		2				GELA1322
総合科目 H		2				GELA1323
総合科目 I		2				GELA1324
スポーツ健康科学	◎			2		GELA3301
情報機器実習	◎	2				GELA1171
スペイン語 I			2			GEFL2031
スペイン語 II			2			GEFL2032
中国語 I			2			GEFL2041
中国語 II			2			GEFL2042
中国語 III			2			GEFL2043
フランス語 I			2			GEFL2051
フランス語 II			2			GEFL2052
ドイツ語 I			2			GEFL2061
ドイツ語 II			2			GEFL2062
イタリア語 I			2			GEFL2071
イタリア語 II			2			GEFL2072
ハンガリー語 I			2			GEFL2081
ハンガリー語 II			2			GEFL2082
ロシア語			2			GEFL2091
ポルトガル語			2			GEFL2101
デンマーク語			2			GEFL2111
スウェーデン語			2			GEFL2121
ハンガリー語			2			GEFL2131
フィンランド語			2			GEFL2141
アラビア語			2			GEFL2151
ラテン語			2			GEFL2161
就業体験実習 A		2				GESC1331
就業体験実習 B		2				GESC1332
就業体験実習 C		2				GESC1333
就業体験実習 D		2				GESC1334
就業体験実習 E		1				GESC1335
ボランティア実習 A		2				GESC1341
ボランティア実習 B		2				GESC1342
ボランティア実習 C		2				GESC1343
ボランティア実習 D		2				GESC1344
ボランティア実習 E		1				GESC1345

第 2 章 単位の修得

第 1 節 授業時間

(セメスター制)

第 2 条 科目の開講方法は、セメスター制とする。

- 2 本規程におけるセメスター制とは、春学期または秋学期の各学期をもって各科目を完結させる制度のことをいう。

(授業時間)

第 3 条 授業時間は、表 1 に定める。

表 1 授業時間

第 1 限		第 2 限		第 3 限		第 4 限		第 5 限		第 6 限	
9 : 00 ~ 10 : 30		10 : 45 ~ 12 : 15		13 : 15 ~ 14 : 45		15 : 00 ~ 16 : 30		16 : 40 ~ 18 : 10		18 : 20 ~ 19 : 50	
休憩	15 分	60 分		15 分		10 分		10 分			

第 2 節 単位制

(単位の修得)

第 4 条 当該学期に履修登録を行った科目(以下「履修科目」という)について単位を修得することができる。

- 2 履修科目の単位を修得するためには、授業の受講および授業外学修を行い、学則第 44 条の規定にしたがって 60 点以上の成績評価を取得しなければならない。
- 3 原則として、履修科目の授業にはすべて出席しなければならない。
- 4 履修科目の単位の認定は、各学期の基準日に在学している場合に行う。各学期の基準日は次の各号に定める。
- (1) 春学期は 8 月 31 日。
- (2) 秋学期は 2 月末日。
- 5 授業出席に関して不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 6 学期末試験および授業時間内に実施される中間テストないし小テスト等各種の試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。
- 7 課題レポートや論文等の作成において、剽窃またはインターネットからのコピー・アンド・ペースト等の不正行為と判断された場合は、当該科目の成績評価は 0 点となり、単位を修得できない。

(卒業所要単位)

第 5 条 卒業に必要な総単位数は 124 単位とし、表 2 に定める所要単位をすべて修得しなければならない。

- 2 学則第 32 条第 1 号に定める専門教育科目は、英語キャリア学部英語キャリア学科小学校教員コース(以下「本コース」という)の教育目的を達成するために必要な授業科目を抽出したうえで、「教職専門科目群」「初等教科専門科目群」「初等教科教育法科目群」「初等教育学科科目群」「英語コミュニケーション科目群」「言語教育科目群」「多文化共生理解科目群」「関西外大流グローバル人材育成プログラム」の 8 つの科目群に区分する。

- 3 専門教育科目および全学共通教育科目には、必修科目と選択科目を配置しており、各区分に定められた必要単位数を含めて卒業要件を充足しなければならない。

表2 卒業所要単位

	区分	所要単位			
		必修	選択	小計	合計
専門教育科目	教職専門科目群	30	0	30	116
	初等教科専門科目群	18	0	18	
	初等教科教育法科目群	18	0	18	
	初等教育学科目群	8	6	14	
	英語コミュニケーション科目群	20	0	20	
	言語教育科目群	8	4	12	
	多文化共生理解科目群	4	0	4	
	関西外大流グローバル人材育成プログラム	0			
全学共通教育科目		8	0	8	8
合計		114	10		124

- 4 本コースは教員養成を主たる目的とした教育課程であるため、小学校教員免許状取得を卒業の要件とする。ただし、8月卒業を希望する者について、卒業要件の124単位を修得したうえで、卒業後直ちに免許取得が可能と教務委員会が判断する場合は、本項の要件を満たしたものとみなす。
- 5 本コースでは卒業要件単位124単位以外に、各学年において英語運用能力の到達すべき目標を定める。本コース学生は、原則として次の各号に定める得点を獲得するよう努めなければならない。なお、取扱等については、教務委員会より別途指示する。
- (1) 1年次終了時までに TOEFL460 点 (iBT48 点) 以上。
 - (2) 2年次終了時までに TOEFL470 点 (iBT52 点) 以上。
 - (3) 3年次終了時までに TOEFL480 点 (iBT54 点) 以上。
 - (4) 4年次終了時までに TOEFL500 点 (iBT61 点) 以上。
- 6 教員免許状取得方法については第6章に定める。

第3節 履修登録

(履修登録の定義)

- 第6条 履修登録とは、履修する科目を、自らの責任において、WEB学修支援システムを通じて登録することをいう。

(履修登録の方法)

- 第7条 履修登録は学期ごとに行い、所定の期間内に完了しなければならない。
- 2 所定の期間内に履修登録を行わなかった場合は、当該学期における登録はなかったものとし、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得できない。
 - 3 所定の期間内に履修登録を完了できない場合は、あらかじめ教務委員会に申し出て許可を得なければならない。
 - 4 履修登録は、授業外学修に要する学修時間を考慮するとともに、4年間の学修計画を立て、進級、卒業要件等を自ら確認したうえで慎重に行わなければならない。
 - 5 本規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、履修登録時に配付する「履修マニュアル」によって公示する。

(履修確認)

第 8 条 履修確認とは、WEB 学修支援システムにおける履修登録の最終手続として、申請登録ボタンを押すことをいう。

2 履修確認は、自らが責任をもって所定の期間内に必ず行わなければならない。

3 履修確認後は、登録した科目の変更や追加等は一切認められない。

(履修登録単位数の上限)

第 9 条 各学期に履修できる単位数は、24 単位を限度とする。ただし、次の各号に定める科目等の単位数は、各学期の履修登録単位数に算入しない。

(1) 初等教育学科科目群のうち、「学校教育演習」「学校体験活動」「介護等体験実習」。

(2) 全学共通教育科目のうち、「就業体験実習 A から E」および「ボランティア実習 A から E」。

(3) 図書館司書に関する科目。

(4) 司書教諭に関する科目。

(5) 集中講義科目。

(6) そのほか、教務委員会が指定した科目。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が必要と判断した場合は、各学期に 24 単位を超えて履修を認めることがある。

3 他学部等特別履修制度および他大学等との単位互換制度にもとづく履修科目、そのほか別に定める諸制度にもとづく履修科目の単位は、当該学期の履修登録単位数に算入する。ただし、他学部等特別履修制度にもとづく特定の資格取得に必要な、教務委員会が指定する一部の科目は、当学部における履修登録単位数に算入しない。

(最低履修科目数)

第 10 条 各学期において、卒業要件科目を 1 科目以上履修しなければならない。

(クラス指定科目)

第 11 条 クラス指定科目とは、あらかじめ履修の学期、曜日、時限等が指定されている科目のことであり、原則として指定の変更はできない。

(配当年次)

第 12 条 配当年次とは、当該科目が履修可能となる学年をいう。上位年次配当の科目は履修できないが、下位年次配当の科目は履修できる。

2 前項の規定にかかわらず、教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、上位年次配当の科目の履修を認めることがある。

(不開講科目等)

第 13 条 年度や学期によって開講されない科目や集中講義となる科目がある。

2 原則として、履修者が 10 名未満の科目は不開講となる。この場合、新たな科目の追加履修はできない。

(履修者数の制限)

第 14 条 科目によって、クラスサイズを調整するために履修者数を制限することがある。

2 前項の規定にもとづき、履修登録を行う前に抽選または学内成績、言語運用能力テスト結果を基に選考を行うことがある。

3 抽選または選考が必要な科目について、これを経ないで履修登録を行った場合は、当該科目の登録は無効となる。

(単位既修得科目)

第 15 条 単位を修得した科目は、原則として再度履修することはできない。ただし、教務委員会が指示した科目は、この限りではない。

(同一時限重複履修)

第 16 条 当該学期の同一時限に重複して科目を履修することはできない。

(再履修)

第 17 条 再履修とは、不合格になった科目を再度履修登録することをいう。再履修科目の履修方法は、教務委員会が別途指示する。

(履修取消)

第 18 条 履修科目の取消は、原則として認めない。「初等教科専門科目群」、「初等教育学科科目群」、「言語教育科目群」、「多文化共生理解科目群」、全学共通教育科目の選択科目について、やむを得ず取り消す必要がある場合は、指定された期間内に、指示された方法で、自らの責任において履修取消の手続を行わなければならない。

2 手続を行わずに放棄した科目の成績評価についても、学内の諸制度の審査や選考基準となる学内成績の平均点算出時に算入する。

(授業料その他納付金未納者の履修登録の取扱)

第 19 条 授業料その他納付金の未納者は、当該学期の履修登録は無効となり、授業への出席や各種試験受験等の事実にかかわらず、単位を修得することができない。

第 4 節 出欠席の取扱

(学生証の携帯)

第 20 条 授業への出席に際しては、常時、学生証を携帯しなければならない。

2 学生証不携帯は、担当教員の判断により欠席として取り扱われることがある。

(遅刻および早退の取扱)

第 21 条 遅刻の取扱は、授業開始後 10 分までとする。10 分を超える遅刻および早退は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(授業中の途中退出)

第 22 条 授業運営の妨げになるため、原則として授業中に教室から退出してはならない。やむを得ない事情により退出する場合は、担当教員に許可を得なければならない。

2 無断で退出した場合は、担当教員の判断により欠席として扱われることがある。

(出欠席調査)

第 23 条 出欠席調査は、所定の期間内に行う。

(調査結果の取扱)

第 24 条 出欠席調査の結果は、履修可否や学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

(出席不良者に対する面談指導)

第 25 条 各学期の卒業要件科目において、所定の期間内における授業回数の 2 分の 1 以上を欠席した科目が 2 科目以上の者を出席不良者という。

2 出席不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 出席不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

(公 欠)

第 26 条 公欠は、学生細則第 36 条の規定にしたがう。公欠とは、当該授業への不参加を欠席として扱わないことをいい、当該授業における教授内容(中間テストないし小テスト等各種の試験やレポートの提出を含む) を免除するものではない。

(傷病等欠席)

第 27 条 傷病等欠席とは、感染症(学校保健安全法施行規則第 18 条に定めるものに限る) を除く傷病等で 1 か月未満欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式) 等を担当教員に提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

(長期欠席)

第 28 条 長期欠席とは、1 か月を超えて欠席することをいい、診断書または病状証明書(所定様式) 等を添えて教務部に長期欠席届を提出しなければならない。ただし、学生細則第 36 条に定める公欠には該当しない。

第 5 節 成績評価

(成績評価)

第 29 条 履修科目の成績は、学期末試験、中間テスト等の試験、レポート、授業への参加度等を総合して評価する。具体的な評価基準は、履修する科目の担当教員より授業計画書(コース・シラバス) にて公示する。

2 学期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験等の取扱は、「英語キャリア学部英語キャリア学科小学校教員コース試験規程」に定める。

(成績発表)

第 30 条 成績は学期ごとに通知する。成績の発表は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

2 通知方法は、本人および保護者連名のうえ、保護者宛に郵送する。

3 当該年度履修科目および過年度単位修得科目を、成績通知表に表記する。

(Grade Point)

第 31 条 履修科目の成績点数に応じて、相応する Grade Point を付与する。Grade Point の付与基準は表 3 に定める。

表 3 Grade Point の付与基準

成績点数	Grade Point
100 ～ 97	4.0
96 ～ 93	
92 ～ 90	3.7
89 ～ 87	3.3
86 ～ 83	3.0
82 ～ 80	2.7
79 ～ 77	2.3
76 ～ 73	2.0
72 ～ 70	1.7
69 ～ 67	1.3
66 ～ 63	1.0
62 ～ 60	0.7
59 ～ 0	0.0

(Grade Point Average)

第 32 条 学生が学修の成果を自ら検証するための指標として、Grade Point Average (以下「GPA」という) を算出する。

- 2 GPA を算出するための対象科目 (以下「GPA 対象科目」という) は、原則として卒業要件単位に算入する全科目とする。ただし、単位認定科目等、成績点数の表記がない科目は除外する。
- 3 GPA の算出方法は、表 4 のとおり定める。

表 4 GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GPA 対象科目の Grade Point} \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{GPA 対象科目の単位数の総和}}$$

- 4 GPA は、当該学期に履修した科目のみを算入する「学期 GPA」と、入学後に履修したすべての科目を算入する「累積 GPA」に分ける。

(Letter Grade)

第 33 条 履修成績を英文成績証明書に表記する場合は、履修科目の成績点数に応じて、相応する Letter Grade を用いる。Letter Grade の基準は表 5 に定める。

表 5 Letter Grade の基準

成績点数	Letter Grade
100 ～ 97	A+
96 ～ 93	A
92 ～ 90	A-
89 ～ 87	B+
86 ～ 83	B
82 ～ 80	B-
79 ～ 77	C+
76 ～ 73	C
72 ～ 70	C-
69 ～ 67	D+
66 ～ 63	D
62 ～ 60	D-
59 ～ 0	F
単位認定科目	T

(成績評価の取扱)

第 34 条 成績評価は、履修可否や学内の諸制度の選考における判定基準として利用される。

2 学内成績の平均点算出対象科目は、過年度の不合格科目も含めた卒業要件の対象となる全履修科目とする。

3 一旦不合格になった科目を次学期以降に再履修した場合は、当該科目の成績および前項の平均点は上書きされる。

(成績不良者に対する面談指導)

第 35 条 各学期の卒業要件科目において、2 科目以上単位を修得できなかった者を成績不良者という。

2 春学期の履修科目における成績不良者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。当該面談指導は、就学状況を改善し、4 年間で卒業できるよう促すことを目的とする。

3 成績不良者への通知は、本人および保護者連名のうえ、春学期成績発表時に保護者宛に郵送する。

第 6 節 進級、留年、成績不良による退学、除籍処分

(進 級)

第 36 条 進級とは、当該学年での学修を修了し、上位学年での学修を開始することをいう。進級するためには、各学年において次の各号の進級要件を充足しなければならない。

(1) 1 年次生が 2 年次へ進級するためには、1 年次終了までに卒業要件科目のうち、20 単位以上を修得しなければならない。

(2) 2 年次生が 3 年次へ進級するためには、2 年次終了までに卒業要件科目のうち、40 単位以上を修得しなければならない。

- (3) 3 年次生が 4 年次へ進級するためには、3 年次終了までに卒業要件科目のうち、82 単位以上を修得しなければならない。

(留 年)

第 37 条 前条に定める進級要件を充足できない者は、当該年次に留年となる。

- 2 留年者に対して、クラスアドバイザーが面談指導を行う。クラスアドバイザーは、GPA 等を勘案し成業の見込がないと判断した場合は、面談時に退学勧奨を行うことができる。
- 3 面談指導には、保護者を同伴させることがある。
- 4 年次にかかわらず 2 回目の留年のおそれがあると判断された者は、成業の見込がないとみなされ、学則第 53 条第 3 項第 2 号の規定にもとづき退学処分とされることがある。
- 5 同一学年次に留年が 2 回にわたる場合は、学則第 49 条第 4 号の規定にもとづき除籍する。

第 7 節 既修得単位認定の取扱

(単位認定の申請手続)

第 38 条 単位認定の手続は、入学時の教務オリエンテーション後、指定した期日までに教務部に申請しなければならない。

- 2 申請時に必要な書類は次の各号に定める。
 - (1) 出身大学または短期大学の既修得単位を証明する成績証明書または単位修得証明書。
 - (2) 既修得科目の講義概要。
 - (3) 本学所定の既修得単位認定申請書 (教務部に置く)。

(認定対象科目)

第 39 条 認定対象科目は、学則第 42 条の規定にもとづき、他の大学または短期大学における既修得単位の認定にあたって、本学科目中、専門教育科目または全学共通教育科目の中から本学が指定する科目とする。

(認定単位数)

第 40 条 既修得単位の認定は、30 単位を超えない範囲で行う。

(認定基準)

第 41 条 単位の認定は、申請手続時に提出された成績証明書、講義概要等により判断する。

- 2 次の各号に該当する場合は、単位を認定しないことがある。
 - (1) 既修得科目の授業時間数および単位計算方法が本学の基準に準じたものでない場合。
 - (2) 成績評価が低い場合。
- 3 教務委員会が必要と判断した科目は、試験等を課すことがある。
- 4 教員免許取得に必要な科目の取扱は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則にもとづき単位認定を行う。

第 3 章 科目の履修

第 1 節 総則

(教育課程表)

第 42 条 教育課程表は、別表 6 に定める。

- 2 教育課程表に表記する科目番号は、科目履修の順序や学問分野の分類等を表す。学生は、学修したい分野に関して、科目番号を勘案し、主体的かつ体系的に学修計画を立てなければならない。

(科目名称)

第 43 条 科目の末尾に表示されているローマ数字 I から IV は、科目のレベルを表す。原則として、小さい数字の科目の単位を修得しておかなければ、続く大きい数字の科目を履修できない。ただし、教務委員会が指定する特定科目および個別の許可申請により教務委員会が履修を認めた科目は、この限りではない。

- 2 科目の末尾に表示されているアルファベット A から Z は、科目の種類を表す。アルファベットの順序にかかわらず、履修希望科目を任意に選択することができる。

(先修条件)

第 44 条 特定の科目の履修にあたっては、教務委員会が指定する科目をあらかじめ修得しておかなければならない。これを先修条件という。

(開講学期)

第 45 条 科目の開講学期は、開講年度の時間割に定める。

- 2 一部の科目は、通年開講や集中講義とする場合がある。

第 2 節 専門教育科目

(教職専門科目群)

第 46 条 教職専門科目群の全 16 科目 30 単位は必修科目とする。配当年次にしたがって全科目を修得しなければならない。

- 2 「初等教育実習(事後指導を含む)」の履修要件は別途定める。

(初等教科専門科目群)

第 47 条 「国語」「社会」「算数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「体育」の 9 科目 18 単位は、必修科目とする。配当年次にしたがって修得しなければならない。

- 2 「音楽実技演習 A および B」は選択科目とする。

(初等教科教育法科目群)

第 48 条 初等教科教育法科目群の全 9 科目 18 単位は必修科目とする。配当年次にしたがって全科目を修得しなければならない。

(初等教育学科目群)

第 49 条 初等教育学科目群から卒業までに 14 単位以上を修得しなければならない。

- 2 「小学校英語教育実践」「学校教育演習」「学校体験活動」「介護等体験実習」の 4 科目 8 単位は必修科目とする。配当年次にしたがって修得しなければならない。
- 3 第 2 項以外の科目は選択科目とする。選択科目の中から卒業までに 6 単位以上を修得しなければならない。
- 4 「教育学演習 A から D」の履修方法については、別途教務委員会から指示する。

(英語コミュニケーション科目群)

第 50 条 英語コミュニケーション科目群の全 10 科目 20 単位は必修科目とする。配当年次にしたがって修得しなければならない。

(言語教育科目群)

第 51 条 言語教育科目群から卒業までに 12 単位以上を修得しなければならない。

2 「英語学概論」「英語科教育法Ⅰ」の 2 科目 8 単位は必修科目とする。配当年次にしたがって修得しなければならない。

3 第 2 項以外の科目は選択科目とする。選択科目の中から卒業までに 4 単位以上を修得しなければならない。

4 「英語学研究 G から M」は、原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(多文化共生理解科目群)

第 52 条 多文化共生理解科目群から卒業までに 4 単位以上を修得しなければならない。

2 「地域研究 A(欧米)」の 1 科目 4 単位は必修科目とする。配当年次にしたがって修得しなければならない。

3 第 2 項以外の科目は選択科目とする。

4 「海外事情研究 A から E」「専門研究特別演習 A から E」は原則として、本学が派遣する留学生の単位認定対象科目とする。

(関西外大流グローバル人材育成プログラム)

第 53 条 関西外大流グローバル人材育成プログラムの修得単位は、多文化共生理解科目群の選択科目の修得単位として算入できる。

2 関西外大流グローバル人材育成プログラムの履修方法については、教務委員会が別途指示する。

第 3 節 全学共通教育科目

(全学共通教育科目)

第 54 条 全学共通教育科目は卒業までに 8 単位以上を修得しなければならない。

2 「憲法」「スポーツ健康科学」「情報機器実習」の 3 科目 8 単位は必修科目とする。配当年次にしたがって修得しなければならない。

(「総合科目」)

第 55 条 「総合科目 A から I」は、人文・社会・自然科学の分野を特定せず、担当教員が授業計画書によって講義概要を決定する。

(「総合実習」)

第 56 条 「就業体験実習 A から E」は、企業や教育現場等での就業体験に対して単位の認定を行う。

2 「就業体験実習 A から E」の履修方法は、本学キャリアセンター、教職教育センター、国際交流部における就業体験実習登録者に対して教務委員会が別途指示する。

3 「ボランティア実習 A から E」は、国内外でのボランティア活動に対して単位の認定を行う。

4 「ボランティア実習 A から E」を履修するためには、実習開始の 1 か月前までに実習計画書(所定様式)を教務部に提出し、事前に教務委員会の許可を得なければならない。

- 5 実習時間数、実習報告書、実習先からの報告書等にもとづき、単位の認定を行う。単位認定の基準は次の各号に定める。
- (1) 30 時間以上 60 時間未満の実習に対して 1 単位を認定する。
 - (2) 60 時間以上 120 時間未満の実習に対して 2 単位を認定する。
 - (3) 120 時間以上 180 時間未満の実習に対して 4 単位を認定する。
 - (4) 180 時間以上 240 時間未満の実習に対して 6 単位を認定する。
 - (5) 240 時間以上の実習に対して 8 単位を認定する。
- 6 春期休暇中に行った実習は、次年度春学期の履修科目として単位の認定を行う。4 年次学年末の春期休暇に行った実習の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、第 4 条第 4 項第 1 号の規定を適用する。
- 7 夏期休暇中に行った実習は、当該年度秋学期の履修科目として単位の認定を行う。8 月卒業予定者の単位の認定は行わない。単位認定の取扱は、第 4 条第 4 項第 2 号の規定を適用する。
- 8 当該学期の履修科目として取り扱うためには、当該学期の授業終了日までに単位認定に必要な報告書等の書類を所轄部署へ提出しなければならない。
- 9 各学期間で所定の実習時間数を充足できない場合は、次学期以降に行う実習時間を加算することができる。希望者は、各学期終了までに実習継続願（所定様式）を所轄部署へ提出し、教務委員会の許可を得なければならない。この場合、実習内容を変更しても構わない。
- 10 そのほか、必要な事項は、「実習ハンドブック」に定める。

第 4 章 他学部または他大学との単位互換制度

第 1 節 他学部等特別履修制度

(対象科目)

第 57 条 履修対象科目は、開講学部等が指定する科目とする。

(申込資格)

第 58 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。
- (2) 他学部等における履修目的が明確で、学修意欲が旺盛な者。

(履修単位数)

第 59 条 1 年間に履修できる単位数は、8 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 32 単位を限度とする。

- 2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 8 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 60 条 履修を希望する者は、別に定める「他学部等特別履修生募集要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

- 2 前項による履修可否は、科目を開講する当該学部等の学生の受講人数を勘案のうえ、判定を行う。
- 3 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は、原則として認められない。

(履修期間)

第 61 条 他学部等特別履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(科目の読み替え)

第 62 条 開講学部等で履修した科目および成績は、所属学部等の科目および成績を修めたものとして教務委員会で審議のうえ読み替えることができる。

- 2 資格取得等を目的とした特定の科目については、開講学部等の科目および成績を修めたものとして、開講学部等の成績証明書を発行する。

(受講料)

第 63 条 他学部等特別履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は、履修生本人が負担しなければならない。

第 2 節 大阪経済大学単位互換制度

(対象科目)

第 64 条 履修対象科目は、原則として、大阪経済大学で開講される全科目とする。ただし、大阪経済大学の都合により提供されない科目がある。

(申込資格)

第 65 条 次の各号の条件をすべて充足する者に申込資格を与える。

- (1) 2 年次生以上の者。
- (2) 学内成績が優秀で、出席状況が良好である者。

(履修単位数)

第 66 条 1 年間に履修できる単位数は、4 単位を上限とし、在学中に修得できる単位数は、原則として 8 単位を限度とする。

2 教務委員会が特に教育上有益であると判断した場合は、1 年間に 4 単位を超える履修を許可することがある。

(履修許可)

第 67 条 履修を希望する者は、別に定める「大阪経済大学単位互換履修生出願要項」にしたがい申込手続を行い、許可を得なければならない。履修可否は教務委員会が判定する。

2 履修を許可された場合は、途中放棄や履修取消は一切認められない。

(履修期間)

第 68 条 単位互換履修生として受講できる履修期間は、履修を認められた科目の開講期間とする。

(単位の認定)

第 69 条 単位の認定は、大阪経済大学からの成績評価、取得単位数の通知にもとづき、本学学則第 40 条第 2 項の規定により本学の科目を修得したものとして行う。

2 原則として、全学共通教育科目として単位の認定を行う。当該科目の成績表記は「認」とし、点数表記はしない。

(受講料)

第 70 条 単位互換履修にともなう登録料や授業料等は徴収しない。ただし、演習や実習に必要な実費(教材費等)は、履修生本人が負担しなければならない。

第 5 章 資格取得

第 1 節 教職課程

(免許状の種類)

第 71 条 取得できる免許状の種類は、小学校教諭一種免許状とする。

(基礎資格および最低修得単位数)

第 72 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 7 に定める。

表 7 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること	
教科及び教職に関する科目の最低修得単位数		
免許法施行規則に定める科目区分	免許法施行規則に定める単位数	本コースで定める単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	30	42
教育の基礎的理解に関する科目	10	11
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	12
教育実践に関する科目	7	7
大学が独自に設定する科目	2	
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	

- 2 「大学が独自に設定する科目」の区分については授業科目を開設しない。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の区分において、免許法施行規則で定める単位数を超えて修得した単位数について当該区分の単位として充当する。

(履修方法)

第 73 条 「教科及び教科の指導法に関する科目」等の履修方法は、次の各表および各号に定める。

表 8 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則 に定める科目区分等			本コース で定める 最低修得 単位数	本コース開講科目	単 位 数	必 修	選 択	配 当 年 次	備 考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	22	国語	2	○		1	
		社会		社会	2	○		2	
		算数		算数	2	○		1	
		理科		理科	2	○		2	
		生活		生活	2	○		2	
		音楽		音楽	2	○		2	
				音楽実技演習A	2		○	3	
				音楽実技演習B	2		○	3	
		図画工作		図画工作	2	○		1	
		家庭		家庭	2	○		3	
		体育		体育	2	○		3	
		外国語		初等英語Ⅰ	2	○		1	
				初等英語Ⅱ	2	○		2	
	各教科の指導法	国語(書写を含む。)	20	国語科指導法	2	○		1	書写を含む
		社会		社会科指導法	2	○		2	
		算数		算数科指導法	2	○		1	
		理科		理科指導法	2	○		2	
		生活		生活科指導法	2	○		2	
		音楽		音楽科指導法	2	○		2	
		図画工作		図画工作科指導法	2	○		1	
		家庭		家庭科指導法	2	○		3	
		体育		体育科指導法	2	○		3	
		外国語		小学校英語教育実践	2	○		3	

(1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、配当年次にしたがって 42 単位以上修得しなければならない。

(2) 必修、選択の別は卒業要件による。

表9 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本コース開講科目	単位数	配当年次	備考
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育基礎論（小）	2	1	
		教職概論（小）	2	1	
		教育制度概論（小）	2	2	
		教育心理学（小）	2	1	
		特別支援教育概論（小）	2	2	
		教育課程の意義と編成（小）	1	2	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践（小）	2	1	
		総合的な学習の時間の理論と実践（小）	1	3	
		特別活動の理論と実践（小）	2	3	
		教育方法の理論と実践（小）	2	3	
		ICTの活用方法と理論（小）	1	3	
		生徒・進路指導論（小）	2	3	
		教育相談（小）	2	2	
第5欄	教育実践に関する科目	初等教育実習事前研究	1	2	
		初等教育実習（事後指導を含む）	4	3	
		教育実践演習（小）	2	4	
第6欄	大学が独自に設定する科目				
合 計			30		

(1) 本表に定める科目は、配当年次にしたがって30単位をすべて修得しなければならない。

(2) 「教職実践演習（小）」は、原則として4年次秋学期に開講する。

2 免許法施行規則第66条の6に定める科目の履修方法は、表10に定める。必修、選択の別は卒業要件による。

表10 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本コース開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	憲 法	4	○		2	
	体 育	ス ポ ー ツ 健 康 科 学	2	○		3	
	外国語コミュニケーション	LgD: Argument & Persuasion II (P r e s e n t a t i o n s)	2	○		2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情 報 機 器 実 習	2	○		1	

(「初等教育実習(事後指導を含む)」履修要件)

第 74 条 「初等教育実習(事後指導を含む)」は、2 年次終了時点に、次の各号の要件をすべて充足した者に 3 年次に履修を認める。

- (1) 3 年次への進級要件を充足していること。
- (2) 教職専門科目のうち、初等教育実習事前研究を含む 8 単位以上修得していること。
- (3) 初等教科専門科目の必修科目のうち、8 単位以上を修得していること。
- (4) 初等教科教育法科目のうち、8 単位以上を修得していること。

2 前項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「初等教育実習(事後指導を含む)」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 75 条 免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第 2 節 司書教諭の資格課程

(資格取得要件)

第 76 条 司書教諭の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 本学の教職課程において所定の単位を修得し、教員免許状を有すること。
- (2) 司書教諭に関する専門科目(以下「専門科目」という)10 単位を修得すること。

(履修方法)

第 77 条 履修方法は、表 11 により、学校図書館司書教諭講習規程第 3 条の規定にもとづき、10 単位を修得しなければならない。

表 11 司書教諭に関する専門科目

専 門 科 目	科 目	単位数	履修年次
	学校経営と学校図書館	2	3
	学校図書館メディアの構成	2	2
	学習指導と学校図書館	2	3
	読書と豊かな人間性	2	2
	情報メディアの活用	2	2

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証の授与)

第 78 条 修了証書は、本規程第 76 条の資格取得要件を充足した者に対して、文部科学大臣より授与される。
ただし、教員免許状を取得後に授与の申請を行うため、修了証書の交付は卒業後となる。

第 3 節 図書館司書の資格課程

(資格取得要件)

第 79 条 司書の資格を取得するためには、次の各号の要件をすべて充足しなければならない。

- (1) 学則第 50 条第 4 項第 2 号に定める卒業所要単位を修得し、学則第 51 条に定める学士の学位を有すること。
- (2) 「図書館司書に関する科目」のうち、必修科目 22 単位をすべて修得すること。
- (3) 「図書館司書に関する科目」のうち、選択科目 2 単位以上を修得すること。

(履修方法)

第 80 条 履修方法は、表 12 により、図書館法施行規則第 5 条の規定にもとづき、24 単位以上を修得しなければならない。

表 12 図書館司書に関する科目

			科目	単位数	履修年次
図書館司書に関する科目	必修科目 (甲群)	基礎科目	生涯学習概論	2	1
			図書館概論	2	1
			図書館制度・経営論	2	2
			図書館情報技術論	2	2
		図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2	1
			情報サービス論	2	2
			児童サービス論	2	2
			情報サービス演習 A	1	3
			情報サービス演習 B	1	3
		図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2	2
			情報資源組織論	2	1
			情報資源組織演習 A	1	2
			情報資源組織演習 B	1	2
		選択科目(乙群)	図書館基礎特論	1	3
			図書館情報資源特論	1	3
			図書・図書館史	1	3

2 前項の修得単位は、卒業の要件とする単位に算入しない。

(修了証明書)

第 81 条 学長は、本規程第 79 条の資格取得要件を充足した者に対して、司書の資格課程修了にかかる証明書を交付する。

第 6 章 雑 則

(雑 則)

第 82 条 留学に関する単位の取扱は、「関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部留学規程」に定める。

第 83 条 本規程に定めるもののほか、必要事項は教務委員会がその都度指示する。

第 7 章 改 廃

(改 廃)

第 84 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 平成 26 年 4 月 1 日

改 正 平成 27 年 4 月 1 日

改 正 平成 28 年 4 月 1 日

改 正 平成 29 年 4 月 1 日

改 正 平成 30 年 4 月 1 日

改 正 2019 年 4 月 1 日

改 正 2020 年 4 月 1 日

改 正 2022 年 4 月 1 日

改 正 2023 年 4 月 1 日

附 則

1. 本規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本規程は 2024 年度入学生から適用し、2023 年度以前入学生は従前どおりとする。

